

## 洞爺湖町準都市計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2及び第8条第2項に基づき、準都市計画区域及び地域地区を指定するため、準都市計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 この要綱は、洞爺地区（以下「地区」という。）における無秩序な開発行為及び建築行為等を整序し、地区住民が安心して住むことができる良好な居住環境を保全するため、準都市計画区域の素案及びその区域内に地域地区を定める事項の策定を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項について事務を所掌する。

- (1) 準都市計画区域及び地域地区を指定する範囲に関すること。
- (2) 準都市計画及び地域地区の調査に関すること。
- (3) 準都市計画及び地域地区に関する住民意向調査及び住民説明会に関すること。
- (4) 準都市計画及び地域地区に関する原案作成に関すること。

### (組織等)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 洞爺湖町都市計画審議会 2名
- (2) 洞爺地区地域審議会 2名
- (3) 洞爺湖町環境審議会 1名
- (4) 別表第1に掲げる団体の者 各1名
- (5) 関係地区の代表者 3名
- (6) 一般公募による者 2名
- (7) 別表第2に掲げる職にある者

2 委員の任期は、前条に定める事務が完了したときまでとする。

### (役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
  - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

(禁止事項)

- 第7条 委員は、委員として職務上知り得た個人的な情報を公表してはならない。委員がその職を退いた後も同様とする。ただし、公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、建設課において行う。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(会議の招集に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の日後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

別表第1 (第4条関係)

洞爺湖町農業委員会	洞爺建設協会	とうや湖農業協同組合	洞爺湖町商工会
-----------	--------	------------	---------

別表第2 (第4条関係)

経済部長	洞爺総合支所長
------	---------